

企業の社会的責任（CSR）と人権

Corporate Social Responsibility and Human rights

田中宏司
Hiroji Tanaka

序 論

第1章 企業と人権

1. 人権とは
2. 企業が抱える人権問題

第2章 国際的な人権への取り組み

1. 「国連グローバル・コンパクト」と人権
2. 「ラギー報告」における人権

第3章 国際規格 ISO26000 における人権

1. 社会的責任の国際規格（ISO26000）と人権
2. ISO26000 の骨格となる人権

終 章

序 論

人権は、すべての人に与えられた基本的権利である。しかし、社会では、さまざまな人権問題が発生している。

基本的な考え方としては、国家には、人権を尊重し、保護し、満たし、実現する義務及び責任がある。一方、企業や組織は、影響が及ぶ範囲を含めて、人権を尊重する責任を負う。

そこで、もう一度人権とは何かを問い直し、わが国の法的対応や、国際的な動向にも視野を広げて、今後の人権についての行動規範を探る必要がある。

その際、最も重視すべきは、国連グローバル・コンパクトへの企業・団体の参加と、社会的責任の国際規格 ISO26000 が、2010年11月に発行したことである。特に ISO26000 では、人権が重要な中核主題として取り上げられており、この部分は人権について、マルチステークホルダーにより策定された新しい国際行動規範として国際的に認識され始めている。

ISO26000 の最新情報などを踏まえて、企業の社会的責任（CSR）と人権について考察し、人権尊重への確固たる道筋を明示したい。